

1月NEWS

① 税制情報

平成27年12月24日、平成28年度税制改正大綱が閣議決定されました。

中心は、「所得税のスイッチ OTC 薬控除（医療費等の特例）の導入」「法人税率・法人実効税率等の引下げ」、「消費税の軽減税率制度の導入」、「建物付属設備と構築物の償却方法の見直し」、「国税のクレジットカード納付制度の創設」です。

今月は所得税の平成28年度税制改正の大綱の概要を記載致します。

【所得税】

① 空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入

相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入。

※特別控除が適用できる複数の要件をすべて満たす必要があります。

② 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入

三世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入（借入金：住宅借入金等の年末残高の1～2%、自己資金：標準的な工事費用相当額の10%）。

③ スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の導入

検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチ OTC 医薬品の購入費用（年間1万2千円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入。

※スイッチ OTC 薬とは、病院の薬の成分を市販薬に転用（スイッチ）したものの。

④ 個人の寄附税制の包括的な見直し

国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。

公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和。

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成28年度税制改正大綱」を参照して下さい。

②1月の主な税務

1月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
1月12日	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月20日	納期の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月徴収分）
2月1日	11月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）
	所得税の法定調書及び同合計書の提出 給与支払報告書の提出
固定資産税の償却資産の申告	

③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、多くの方々にご支援頂き、心より感謝申し上げます。

本年も充実した一年となるよう更なる努力をしてみたいと思いますので、ご指導の程、宜しく
お願い致します。皆様の益々の御多幸、御繁栄をお祈り申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

入江